



板橋第三中学校いじめ防止基本方針

令和2年3月31日更新

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第13条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成26年10月1日）、「板橋区いじめ防止対策基本方針」（平成26年11月）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）に基づき、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「板橋第三中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 基本理念

本校は次の3つの認識に立ち、いじめ問題の克服に向けた対策を家庭・地域・その他の関係諸機関との連携の下、強い決意で組織的に取り組んでいく。

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害であること。
- (2) いじめは、どの子どもにも、どの学校、どの学級でも起こり得るものであること。
- (3) いじめは、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるものであること。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの」を言う。（法第2条第1項）

(2) いじめ防止に向けた学校の方針

いじめ防止に取り組むにあたっては、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」「早期解決」に取り組む。また、いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、教職員が協力して迅速に対応する。

また、本校のすべての生徒にとって、安全で安心して生活できる場所であるためにも、教職員が情報を共有し取り組むとともに、関係機関や教育委員会、地域等とも連携し、生徒一人一人に対し協力して支援する体制づくりを進め、早期発見、早期解決に努め、「いじめのない学校」を目指す。さらに、生徒が主体となって「いじめのない子ども社会」を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

3 いじめ防止の対策の内容

(1) いじめ防止の対策のための組織の設置

本校は生活指導部内に、「学校いじめ防止等対策委員会」を設置する。構成メンバーは、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・生活指導部員・スクールカウンセラー・他関係者とする。本委員会は、「板橋第三中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の中核となる役割を有し、いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ問題への対処を適切に行うため、板橋区教育委員会、学校運営連絡協議会、PTA、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行っていく。

(2) 具体的な取組

① いじめの未然防止

ア 人権教育・道徳教育の推進

すべての教育活動を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」という人権感覚を育成する。

さらに、人権侵害である「いじめ」を絶対に許さない指導と、「いじめ」を見て見ないふりをすることもよくないという認識を徹底させる。

イ 生徒を認め励ます学級経営

生徒の「よいところ、がんばったところ」を認め励まし合う学級の雰囲気づくりを進める。

ウ 安心して学べる環境づくりの推進

「板橋区授業スタンダード」の徹底や教室環境の整備等を行い、生徒が安心して学べる環境づくりを推進する。

エ 分かる授業と協同学習の推進

分かりやすい授業がいじめの未然防止に資することを深く認識し、授業改善を行っていく。また、生徒相互の温かな人間関係をつくるために、学び合い認め合う授業等を積極的に取り入れていく。

オ 体験活動の充実

運動会・合唱コンクール・移動教室等の宿泊行事等、様々な体験活動を通じて、生徒の社会性や豊かな人間性を育んでいく。

カ 小中連携の推進

いじめ等の原因ともなりうる中1ギャップなどの教育課題へ対応するため、「小中一貫板三エリア」内の関係小学校との連携を推進する。

キ 校内におけるいじめ防止研修の実施

いじめを生み出さない学級の雰囲気作りや、いじめを見逃さない観察の視点、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等のいじめ防止研修を企画し、実施する。

ク 情報モラル教育の推進

生徒に対し、年間1回以上、専門家による情報モラルに関する講演会等を実施する。また、保護者に対し、保護者会等を通じて情報モラルについて啓発する。

② いじめの早期発見

ア 生徒の見守り

授業中だけでなく、休み時間や放課後等の生徒の行動を注意して見守り、「いじめられているサイン」を見逃さないようにする。また、日頃より保護者との信頼関係を構築し、保護者が差些細なことでも相談しやすい関係づくりを行う。

イ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが行う1年生全員面接を、いじめの実態把握に役立てる。

また、必要に応じて、個別の面談を実施する。

ウ 情報の共有化

学校いじめ防止等対策委員会（兼 生活指導部）を原則として週一回開催し、情報の共有化を図る。

エ いじめ実態把握調査

いじめの実態把握、早期発見のため、「学校生活アンケート」という形でアンケート方式による調査を毎月実施する。また、6月、11月のふれあい月間には、「ふれあいアンケート」を実施する。

オ 学校評価

いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組みとして行う。

③ いじめの早期対応

ア 被害生徒の支援を最優先

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保することを最優先に考え、見守る体制を速やかに整備する。

スクールカウンセラーによる被害生徒等へのケアを実施する。

イ 迅速な調査

「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に早急に関係生徒等から聞き取り等を実施し、事実関係を把握し、対応策を迅速に講じる。

ウ 加害生徒への措置

加害生徒には教育的配慮のもと毅然とした姿勢で指導・支援を行う。また、速やかに保護者への連絡を行う。

エ 関係機関との連携

必要に応じて、子ども家庭支援センター、警察等の関係諸機関と連携して対応にあたる。

(3) いじめ防止等に係る年間計画

	生徒の活動（学年）	教職員の動き	保護者・地域
4月	・新入生歓迎会	・基本方針確認 ・相談室・SC紹介 ・校内研修（生徒理解）	・保護者会
5	・SC面接（7）	・教員自己申告 ・小中連携研修会①	・PTA総会 ・iCS①
6	・ふれあい月間① ・運動会 ・校外学習（8）	・hyper-QU（7・8）	・PTAあいさつ運動
7	・あいさつ運動（小中） ・職場体験（8）	・教育相談（7～9年）	・iCS② ・保護者会
8		・小中連携研修会②	
9	・修学旅行（9）		・iCS③
10	・文化祭	・小中連携研修会③	
11	・ふれあい月間② ・セーフティ教室	・hyper-QU（7・8）	
12	・道徳地区公開講座 (いじめ防止にむけた授業) ・あいさつ運動（小中）	・教員中間申告	・保護者会 ・iCS④
1	・展示発表会	・学校評価	・学校評価
2	・ふれあい月間③ ・セーフティ教室	・教員自己評価 ・SOSの出し方に関する 教育（3年に1回） ・小中連携研修会④	
3	・九年生を送る会 ・卒業式	・基本方針見直し	・PTA総会 ・保護者会 ・iCS⑤
通年	・道徳教育 ・わかる授業 ・協同学習 ・あいさつ隊	・学校いじめ防止等 対策委員会（毎月） ・健康観察（適宜） ・特別支援委員会（毎週） ・SC相談（適宜） ・板三中ユニアリティ ・人権尊重教育の推進 ・いじめ防止研修会 (年2回程度)	・土曜授業プラン

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（法第28条第1項）

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、①に示す「生命、心身、又は財産に重大な被害」については次のような場面を想定し、いじめを受けた生徒等の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②に示す「相当の期間」については、いじめを理由として欠席が年間累計30日を超えた時点を目安とする。ただし、生徒がいじめを理由として7日程度連續して欠席しているような場合には、調査に着手する場合がある。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに板橋区教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査及び調査主体

学校いじめ防止等対策委員会はPTA会長等の学校以外の委員を加え、板橋区教育委員会の指導・助言を受けながら、迅速に調査を行う。

(4) 調査結果の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係や再発防止策について、適宜・適切な方法で説明する。

(5) 調査結果の報告

調査結果について、板橋区教育委員会に報告する。

5 その他

- (1)学校評価に「いじめの取組」について項目を設け、いじめ防止等について検証を行う。
- (2)板橋第三中学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載する。

（令和2年3月31日更新）